

NITE-Gmiccs使い方講習会（2021年9月2日、9月3日）にて寄せられたご質問に対するご回答一覧

No.	カテゴリー	ご質問内容	ご回答
1	1. 経済産業省の公開しているGHS混合物分類判定システムとの関係性について	弊社では、界面活性剤を含む混合物の取り扱いが多いのですが、NITEに収録されている界面活性剤のデータが少なく、G-miccsだとその都度データをインポートする必要があるため、保存機能のある経産省システムを使用しています。経産省システムが将来的に使えなくなる（完全にG-miccsに移行する等）予定があるのでしょうか？	混合物のGHS分類の公的支援システムとしては、NITE-Gmiccsを主運用としていく予定となっており、経産省システムは今後のJIS改訂などに対する改修や取扱い情報の更新等は行われません。経産省システムを今後も使用すること自体は問題ございませんが、NITE-Gmiccsのご利用を推奨させていただきます。
2	1. 経済産業省の公開しているGHS混合物分類判定システムとの関係性について	GHS混合物分類判定システムは、今後も活用できるのでしょうか？	経産省システムは今後も活用できますが、今後のJIS改訂などに対する改修や取扱い情報の更新等が行われなくなりますので、ご注意ください。一方、混合物分類判定システムの主運用となるNITE-Gmiccsにつきましては今後も継続的にメンテナンスを行い、JIS改正等に対応していく予定です。
3	2. 使い方について	STEP 2で組成情報一覧において含有率を入力した後「100%換算」操作をするとのことでしたが、そのままの含有率で算出する方法はないでしょうか？もしくは含有率を換算したくない場合（入力した含有率で自動分類をさせたい場合）、分類に影響しない物質情報「不明成分」「blank」といったものを組成情報に入力することはできないのでしょうか？	NITE-Gmiccsでは、組成成分を100%換算していただく必要がございます。大変お手数ですが、分類に影響しないことが明らかな物質情報につきましてはStep 2で「不明成分」「blank」「微量成分」等として、GHS分類結果をすべて「区分に該当しない」等で登録いただき、混合物の組成が100%となるように設定いただけますようお願いいたします。
4	2. 使い方について	組成成分に不明成分がある場合はどのように対応すれば良いでしょうか。	混合物中に不明成分がある場合は「不明成分」として、Step 2で単一物質のGHS情報を登録いただければと思います。「不明成分」のGHS分類情報がわかる場合は該当項目にその有害性区分を入力いただき、わからない場合は、全ての項目を「分類できない」として情報伝達いただくことになるかと存じます。
5	2. 使い方について	含有率を表示したくない成分がある場合はどのように対応すれば良いでしょうか。	含有率を表示したくない成分がある場合につきましては、Step 3あるいはStep 4でGHS分類後に出力したファイルから含有率を削除することで対応可能です。もしくは、Step 2で「成分A」のように特定できないような形で登録いただくなどの方法があるかと存じます。
6	2. 使い方について	水を含む混合物の判定を行う場合、物質リストに水を追加し100%換算行うのでしょうか。	水も混合物の組成成分の1つとして設定いただき、最終的に100%換算を行った上でGHS分類を実施していただけるようお願いいたします。
7	2. 使い方について	2成分として、組成a 100 b 0としたらどうなりますか ラベルは出力されますか	NITE-Gmiccsの仕様として、全ての成分に0.001以上の含有率を設定いただく必要がございますので、含有率を0では登録できません。従いまして、ラベルは出力されません。
8	2. 使い方について	100%換算のところが少しわかりにくかったのですが、例えばAの含有率60%、B40%で100%にはならない場合もあるのでしょうか？	どのような値を入れた場合についても成分間の相対量から100%換算を行いますので、ご質問のAとBのみの混合物の場合でしたら、A60.0%でB40.0%となります。
9	2. 使い方について	全体の成分が100%を超えている場合、100%換算すると含有率が小さくなりますが、それで区分分類しても大丈夫なのでしょうか。	問題ないと考えております。例えば成分Aを100 ml、成分Bを100 mlとした場合には、値として成分Aを100、成分Bを100と登録されるかと存じますが、この場合に100%換算すると、成分Aが50%、成分Bが50%と換算され登録を行います。100%換算した場合も物質間の相対量が保たれていることをご確認いただければと思います。

10	2. 使い方について	高圧ガスの混合物の場合、例えばアンモニア80ppm、バランスガスとして空気(air)の場合、組成としてはどのような形で入力すればよろしいでしょうか？液体でのご説明では「水」というものがあるようですが、同様に気体で「空気」という組成が用意されているのでしょうか？	<p>体積比率として記載する場合は1 ppm = 0.0001%ですので、アンモニアを0.008、空気を99.992として入力することになるかと存じます。なお「空気」というデータはNITEでも登録しておりませんので、お手数ですが、ご利用者様で登録の上、混合物組成に追加いただければと存じます。</p> <p>ただし、NITE-Gmiccsでは組成成分の値を0.001-100の間で記載する必要があるため、10 ppm未満の成分につきましては微量成分としてGHS分類結果またはラベル出力時の帳票ファイルに補足追記していただくか、下限値の0.001として暫定的に登録いただくことでご対応いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご存じのとおり、NITE-Gmiccsでは物理化学的危険性は分類されませんのでご注意ください。物理化学的危険性の「高圧ガス」の項目につきましては分類結果にご自分で記載いただくようお願いいたします。</p>
11	2. 使い方について	高圧ガスの混合物の場合、入力する含有率は、体積%ではなく質量%に変換した数値を入力する必要がありますでしょうか？	GHSでは、混合物の濃度範囲を重量または体積で表示することとなっておりますので、必ず重量で記載しなければならないというルールはございません。ただし、体積または質量のどちらを用いるかにより、危険有害性を示す成分の濃度限界値に影響が出る可能性がありますので、ご注意の上分類いただければと思います。
12	2. 使い方について	分類根拠もエクスポートされますか？	NITE-Gmiccsにおける「分類根拠」とは、入力いただいた混合物のGHS分類判定の結果に至る説明のことで、Step 3からファイルのエクスポートが可能です。一方で単一物質に関する「政府によるGHS分類結果」の分類根拠についてはNITE-Gmiccsでは計算等に使用していないためファイルにエクスポートされません。
13	2. 使い方について	エクスポートは物質ごとにファイル保存でしょうか	Step1で登録されている混合物組成に関するファイル、及びStep2で登録されている組成成分のGHS分類に関するファイルにつきましては、複数の物質が登録されている場合も全て1つのファイルとしてエクスポートされます。一方で、Step3で出力されるGHS分類結果に関するファイル、及びStep4で出力されるラベルに関するファイルにつきましては、1物質1ファイルとしてエクスポートされます。
14	2. 使い方について	各ステップでエクスポートしないといけないのですか？	必要に応じて、となります。毎回同じ情報をお使いいただくような場合は不要かと思いますが、新たにデータを追加したり、配合のパーセントが変わるなどした場合に、残しておきたいと思われるようでしたら、エクスポートしていただくことをお勧めしています。ウェブ上には残らない、ということを念頭に作業いただければと思います。
15	2. 使い方について	スタンドアロンではデータを個々に蓄積しましたが、Gmiccsでは、エクスポート インポートで 共有可能という理解でよいでしょうか	その理解で問題ございません。Step1,Step2,Step3からエクスポートされたファイルを異なる利用者間で共有し、流用することが可能です。
16	2. 使い方について	現時点では、Gmiccsで作成したデータのみがインポート、エクスポートできるということでしょうか	その理解で問題ございません。ただし、様式さえ揃っていればGmiccs以外（例えばエクセルなど）で作成したファイルを取り込むことが可能です。
17	2. 使い方について	部分一致と完全一致のチェック項目がありますが、どう意味でしょうか。	部分一致検索につきましては、検索対象となる「文言」を部分的に含んでいるもの全てが検索結果として表示されます。一方で、完全一致につきましては、検索対象となる「文言」と全く同じもののみが検索結果として表示されます。例えば「水」として部分一致検索した場合は検索結果に「臭化水素」、「無水マレイン酸」など「水」という文字が含まれるもの全てが検索されますが、一方で完全一致検索した場合には「水」のみが検索結果として出力されます。

18	2. 使い方について	STEP 1にて入力する混合物の種類及び含有率はテンプレート上では30点まで枠がありましたが、31点以上の入力は可能でしょうか	NITE-Gmiccsでは混合物組成成分の上限値を30と設定させていただいております。それ以上の成分を持つ混合物につきましてはお手数ですが、分類結果に影響しないと考えられる物質等を「その他の成分」としてまとめるか、含有量の少ないものを「不明成分」としてまとめていただくなどをご対応いただけますようお願いいたします。
19	2. 使い方について	化学物質登録で作業時間が長いと登録できないようですが、時間は何分の限度ですか？ また、制限時間を長くすることはできませんか？	NITE-GmiccsではWeb画面上で一定の操作（画面が移り変わる操作等）が120分以上行われないうちに、その間に登録されたデータを削除し、タイムアウトするという設定になっております。作業時間が長くても、画面遷移があればタイムアウトすることはありませんが、一方で、登録フォームは新しいタブで開く関係上、接続状況等により、うまく登録できない場合がありますのでご注意ください。
20	2. 使い方について	組成登録情報の薬品の順番は後で編集できますか？	エクスポートしたファイルは編集が可能ですので、ファイル上で組成成分の情報を入れ替えていただくことをご対応いただければと思います。
21	2. 使い方について	区分等を選択しないで空白の場合は、「分類できない」となるのでしょうか。	Step2でGHS分類情報を登録する際に、区分等を選択せずに空白とした場合は、混合物GHS分類実行時にデータがなく「分類できない」として処理しております。
22	2. 使い方について	単品データからは物理化学的危険性を分類しないのは何故ですか	混合物の物理化学的危険性については、単品データ（個々の組成成分のGHS分類結果）から判定するルールがGHSにはないためです。そのためNITE-Gmiccsでは、基本的に混合物自体の引火点や混合物としての国連番号があれば、それを用いて物理化学的危険性を判定するロジックを設定しております。混合物として物理化学的危険性を有する可能性がある場合には、必要に応じて試験等を実施して分類されることを推奨致します。
23	2. 使い方について	物理化学的危険性の分類はGHSでは行われているのでしょうか	物理化学的危険性についてNITE-Gmiccsでは混合物自体の引火点や国連番号を用いて物理化学的危険性を判定するロジックを設定しております。個々の組成成分に物理化学的危険性が付与されていたとしても、濃度限界等で混合物の物理化学的危険性を判定する分類ロジックはGHSにはありませんので、ご注意下さい。必ず混合物自体の試験データや国連番号等をご確認ください。
24	2. 使い方について	NITE-GmiccsではGHS追加された鈍性化爆発物に対応していますか？	NITE-Gmiccsは最新のJIS Z 7252に従ったシステムとなっているため、鈍性化爆発物の項目も搭載しています。ご存じのとおり、混合物の物理化学的危険性については基本的に分類するロジックとなっておりませんので、対象の混合物に鈍性化爆発物が該当する場合は、混合物のGHS分類判定後にご自身で追記いただけますようお願いいたします。
25	3. 混合物GHSの分類方法について	GHS分類概要のご説明中の「混合物の分類（優先順）」において、混合物のデータが優先される、というご説明でしたが、CMR物質（発がん性、生殖毒性、生殖細胞変異原性）においてはJIS、GHS文書ともに成分情報が優先される、という理解でいますが間違いないでしょうか？よろしくごお願い致します。	GHSではCMRも混合物の試験データが優先されるという原則は変わりません。ただしCMRに関しては混合物としての試験データが得られるケースが極めて稀であるため、GHSではカットオフ/濃度限界に基づいて分類することが現実的であり、結果的にカットオフ/濃度限界を用いざるを得ないとして推奨しております。

26	3. 混合物GHSの分類方法について	<p>粉体原料を固体（ペレット製品）に加工する場合のGHS分類について質問です。</p> <p>吸入（粉塵）や特定臓器毒性（肺）の区分がある粉体の原材料をポリエチレン等区分に該当しない樹脂中に分散させてペレット状に加工する場合、GHSの仕組みの中には形状による判定方法がないため、粉体のGHS区分が製品GHS区分に引き継がれてしまいます。ペレットとしては吸入することはないので、製品は「区分に該当しない」と判断したいところなのですがこれは誤りになりますか？</p>	<p>通常、GHSで採用されたカットオフ/濃度限界以上の濃度で存在している場合は混合物の分類判定において区分が付与されますが、危険有害性が顕在化しないという明確なデータが示される場合はその限りではございません。混合物として危険有害性が示されないのであれば、分類者の責任の下に「区分に該当しない」と判断されることもあり得ますし、誤りではないと考えます。</p>
27	3. 混合物GHSの分類方法について	<p>特定標的臓器毒性のみ、臓器ごとに区分を設定でき、例えば単回ばく露に区分1 心臓血管系と区分2 呼吸器系など、同一の危険有害性項目に複数区分を同時に設定できるようですが、これはGHSの考え方として正しいのでしょうか？</p> <p>発がん性など他の分類では、同じ危険有害性項目に対して1つの区分のみの設定が通常だと思えますが、特定標的臓器毒性（単回ばく露）においても、一番厳しい区分のみの設定とするのが、GHSの考え方として正しいのでしょうか。</p> <p>上記例の場合、単回ばく露 区分1 心臓血管系、区分2 呼吸器系 という書き方ではなく、単回ばく露 区分1 心臓血管系、呼吸器系 と、最も厳しい区分に臓器をまとめて記載するのが妥当なのではないのでしょうか。</p>	<p>GHS分類の特定標的臓器毒性では、本毒性を判定する試験等で毒性が見られた用量により、区分と臓器を特定します。区分2の範囲の用量からしかその臓器には影響が見られないのに、区分1の標的臓器があるからといって、区分1でまとめるということは正確とは言えません。発がん性や生殖毒性など、人での毒性発現の確からしさで判定する危険有害性項目では、その確からしさの判断によって一つの区分が選択できますが、特定標的臓器毒性においては影響が見られる臓器が複数確認された場合、それが発現する用量が重要となります。</p> <p>なおGHSにおいては様々な考え方がある良いとされていますので、例えば急性毒性で、信頼できる試験が多くあり、結果がばらついている場合、最も厳しい区分を採用する国もあれば、最もデータが多くなる区分を採用する国もあります。日本においては、標的臓器の特定と、その毒性が発現する用量（すなわち区分）が重要であるという考えのもと、区分判定が行われています。</p>
28	3. 混合物GHSの分類方法について	<p>「入手可能なデータ」の定義、考え方を教えてください。COAやSDSなどは必須な資料と思っていましたが、最低限どのような情報が必要なのか？</p>	<p>国連GHSでは、分類にあたっては入手可能なデータをあたることとしていますが、具体例としては主に以下のものが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関、主要各国等で作成され、信頼性が認知されている化学物質評価文書等 ・ 上記の評価書以外の有用な文書やデータベース等 ・ 一次文献検索データベース及び参考データベース <p>政府向けGHS分類ガイダンスに具体例の記載がございますのでご参照いただければと思います。</p> <p>また、各社で把握されている実験データや提供・譲渡されたSDS、CoA(Certificate of Analysisと推察します)などの文書に危険有害性に関する記載がある場合は、それらも参照が推奨される「入手可能なデータ」といえます。GHS分類の目的上、対象物質を安全に扱うことができる十分な情報が得られることが重要と考えます。一方で、情報が十分に得られない場合は、その点を明記し、強調する必要があるかと思います。</p>
29	3. 混合物GHSの分類方法について	<p>引火点は測定方法によって数値も変わり、分類結果に影響すると思いますが、入力にあたって測定方法の入力は出来ないのでしょうか？また、分類の判定は数値だけで判定され、測定方法は加味していないのでしょうか？</p>	<p>NITE-Gmiccsの分類ロジックでは、記載された引火点を考慮して、混合物としての引火性液体の区分を数値のみで判定しますが、GHSに記載されたとおり、密閉式による引火点を基準としています。開放式など測定方法が異なる場合については考慮していませんので、ご注意ください。</p>

30	3. 混合物GHSの分類方法について	単一物質は、ラベル発行使用できないとありましたが、カットオフ値の微量な混合物、水などが、混合されている物質では、このGmiccsでのラベル作成は可能でしょうか？	微量成分や水が含まれている場合も混合物としてご登録いただくことでGHSの分類及びラベルの出力が可能です。ただし、組成成分の物理化学的危険性の区分は混合物に引き継がれませんのでご注意ください。
31	3. 混合物GHSの分類方法について	オレンジ油のところで説明がありましたが、NITE分類とC&L分類を混ぜて使用すること、もしくはC&L分類のみ使用することは、SDS作成、ラベル作成ともに事業者判断でしょうか？	ご指摘いただきましたご理解で問題ないと存じます。特に日本国内にしましては化学物質のGHS分類について、欧州のように必ず使用しなければならない分類結果が定められておりませんので、最終的にどのような分類結果として情報伝達するかは事業者様のご責任の下に判断いただいております。
32	3. 混合物GHSの分類方法について	エタノールは0.1%の含有で混合物に危険有害性が該当する場合がありますが、EUなどに比べても厳しい結果になります。そういった際の含有率ではない分類方法はあるのでしょうか？	NITE-Gmiccsを用いて、組成成分の含有率に基づき濃度限界/カットオフ値により混合物のGHS分類を判断する場合は、ご指摘のとおり区分が付与されるかと存じます。一方で、混合物自体の試験結果やつなぎの原則を用いて分類することが可能な場合には、異なる分類結果が判定される場合もあるかと存じます。
33	3. 混合物GHSの分類方法について	エタノールが20%程度含有する混合物を分類すると、目刺激性の区分がエタノール単体では区分2Bであるのに、混合物では区分2と有害性が強くなってしまいます。区分2でも良いと記載がJISの備考欄にありましたが、どういう根拠でどう区分するべきでしょうか。ご教示お願いいたします。	JISでは「全ての考慮すべき成分が眼刺激性(区分2B)と分類されている場合、混合物は眼刺激性(区分2B)と分類してもよい」となっております。NITE-Gmiccsでも、混合物が「区分に該当しない」に該当する成分を除き、全ての成分が「区分2B」に分類される時のみ判定結果を「区分2B」とするロジックが組まれております。一方で、混合物の成分に「区分2B」以外にも「区分2」が含まれる場合などは、混合物としては安全側を採用し「区分2A」と判定するロジックが組まれております。ご質問者様の混合物に「区分2B」以外の区分を持つ成分がなければ区分2Bとしてよろしいかと存じます。
34	3. 混合物GHSの分類方法について	区分1Aと分類される成分を分類される閾値以上含有する混合物の分類は、区分1で宜しいでしょうか？混合物としてのテストデータがない限り、成分情報からの分類では、細区分1A,1Bがつくことはないとの理解で宜しいでしょうか。	濃度限界以上に「区分1A」の成分を含む場合に混合物の分類が全て細区分がない「区分1」としてよいかは危険有害性の項目によるかと存じます。例えば皮膚腐食/刺激性につきましては細区分が付与されている成分を5%以上含む場合は混合物の分類に細区分を付与してもよい、すなわち細区分にしないでよいとの考えですが、呼吸器感受性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のように、混合物の分類にも細区分を付与する判定基準が設けられている場合もありますので、事業者向けGHS分類ガイダンスなどをご確認いただければと思います。

35	3. 混合物GHSの分類方法について	藻類のデータより区分1, 他の栄養段階の慢性データがなく、他の栄養段階の急性毒性結果からも区分1で、急性毒性のM値のほうが厳しい場合でも、慢性データがある場合、慢性データからM値を設定することで宜しいでしょうか？	その理解で問題ないかと存じます。JISでは短期（急性）毒性の毒性乗率はLC（EC）50値から、長期（慢性）毒性の毒性乗率はNOEC値を以て判断するようになっており、どちらか厳しい値に揃えなければならないというルールはございません。
36	3. 混合物GHSの分類方法について	NITE-Gmiccsにて混合物の有害性を判定した場合、判定方法(加算法、希釈など)として何を用いたのかを、調べる方法はございますでしょうか。	NITE-Gmiccsを用いて分類判定を行った項目につきましては分類結果と共に「分類根拠」欄に判定に至った過程が示されます。「分類根拠」の記載内容をご確認いただければと存じます。
37	3. 混合物GHSの分類方法について	呼吸器感受性及び皮膚感受性の混合物分類について、ご教示願います。	NITE-Gmiccs上の分類ロジックにつきましては下記のページ資料にまとめておりますので、ご一読いただければと思います。 https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html また実務的なガイダンスとしては経産省から公開されている事業者向けGHS分類ガイダンスが参考になるかと存じます。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html
38	3. 混合物GHSの分類方法について	皮膚腐食性/刺激性、及び眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性の混合物のGHS分類で、「加成性」の判断はGmiccsではどのように処理しているか教えていただけますでしょうか？	NITE-Gmiccsでは各区分の含有率を総合的に判断し混合物の分類を判定しております。詳細につきましては分類ロジックを下記のページ資料にまとめておりますので、ご一読いただければと思います。 https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html
39	3. 混合物GHSの分類方法について	14. 輸送上の注意では国際法規制として航空輸送はIATAを使用する事になっていますが、容易に国連番号を抽出できません。国連番号決定の方法を教えてください。	ご存じのこととは思いますが、国連番号は荷送人の責任のもとに情報伝達していただくべきものになります。具体的な決定方法は弊機構からお示しすることができませんが、一例といたしましては、化学物質の名称から国連番号にある品名をお調べいただく方法、該当する名称がない場合は製品の 카테고리からお調べいただく方法や包括品名やN.O.S（not otherwise specified）を念頭に入れていただく方法があるかと思います。 また輸送を専門とする省庁や業界団体等にお問い合わせいただくのも一案かと存じます。
40	3. 混合物GHSの分類方法について	GHS分類について、JISの分類をUNの分類に合わせる様にはしないのでしょうか？中国向け輸出で、日本のGHSと中国向けGHSが異なるとの理由で差し止められてしまいます。将来的にGHS分類をJIS方式からUN方式への統合を切に希望します。	日本の既存の様々な法律がGHSと関係しますが、GHSの分類基準と各法律における規制対象物質の基準が合わない場合があり、混乱を招かないために各種の法律にGHSが取り込まれていないという状況があります。逆に、合う部分のみが導入されていることとなりますので、NITE-GmiccsでUNルールと呼んでいる、すべてのビルディングブロック採用、低い方の濃度限界/カットオフ値採用となることは現状は検討されていないと考えられます。

41	3. 混合物GHSの分類方法について	質問です。スラリーのような、固体と液体の混合物で、固体が有害性は無く(区分外)で液体(液相)に危険有害性がある場合において、閾値はどのように考えて、分類すればよいのでしょうか。例えば有害性のある液体の重量分率は低くても、液体単品では有害性がある(区分1や区分2)場合、液相単独で有害性を判断したほうが良いのでしょうか。(個体も含めて、つなぎや混合則で薄めて考えてよいのか?)	混合物を扱われる状態について可能な限り想定いただいて、危険有害性を伝達することをお考えいただければと思います。スラリー状態のまま固液が分離されないのであれば、混合物として分類いただく(つなぎの原則が使えるようでしたら使っていただく)、が良いと思いますが、液相単体部分を作業者が触れる(吸引等も含め)可能性がある場合は、液体単体の有害性で考慮された方がよろしいかと思います。
42	3. 混合物GHSの分類方法について	薬剤を樹脂成分に混合し、プレート状に成形し、薬剤が蒸散する製品を販売しております。この場合、プレートは固形なのですが、薬剤成分は蒸散するため、「気体」になるのでしょうか。	混合物を扱われる状態について可能な限り想定いただいて、危険有害性を伝達することをお考えいただければと思います。基本的には蒸散を目的とした製品の場合、その製品を使用する者は気体にばく露する可能性が高いため、気体としての有害性を評価いただくのがよろしいかと存じます。一方で、樹脂成分にも危険有害性を示す成分があり、直接取り扱う際に暴露する可能性がある場合は、固体としても評価することを考慮された方がよろしいかと思います。
43	4. ラベル/SDSの作成について	ラベルに消防法で求められる要素は挿入できますか	NITE-Gmiccsでは消防法で求められているようなラベル要素を出力する機能は備えておりませんが、必要な場合は出力したラベル要素のファイルに利用者様でご記載いただくことが可能です。
44	4. ラベル/SDSの作成について	ラベルには消防法や毒劇法の文言を自動で出す機能はないのでしょうか?	現在のところNITE-Gmiccsで消防法や毒劇法で求められている記載文言等を自動で出力する機能はございません。具体的なご要望等についてNITEまでご連絡いただけましたら今後の改善に向けてご検討させていただきます。
45	4. ラベル/SDSの作成について	GHS分類を実施した結果、ラベル義務外の場合でも対応可能でしょうか?	ご質問の意図が理解できているか不明ですが、NITE-GmiccsではStep 3でGHS分類の結果、区分が付与された場合に、それらの区分に基づきピクトグラムや注意書き等の伝達すべき情報がラベルに印字されます。一方、GHS分類で区分が付与されない場合(こちらをラベル義務外と推察いたします)は特にラベル上に伝達すべき記載がないこととなりますが、空の状態のラベル(ご入力いただいた成分情報や会社情報のみの記載)を出力することが可能です。ご質問の意図に沿ってなければ、大変お手数ですが、再度お問い合わせ下さい。
46	4. ラベル/SDSの作成について	SDS出力機能の具体的な検討状況があれば教えてください。	SDS様式の出力機能につきましては厚生労働省様、経済産業省様からも中小企業の化学物質管理・法施行支援業務の一環として要請いただき、一緒に検討をさせていただいているところとなります。あくまでGHS(JIS)で定められたSDSの様式に分類した結果を反映するのみであり、情報としてはラベルと同等のため、そのままではSDSとしてお使いいただけませんが、SDS作成の参考となるものとして整備を進めております。

47	4. ラベル/SDSの作成について	sds出力機能はいつ頃を目標に検討されているのでしょうか？	可能な限り早い時期を考えていますが、最も早い場合でも今年度末から来年度早々になると考えています。
48	4. ラベル/SDSの作成について	例えばですが、混合物内の成分が10種類ある場合、SDSの第3項にはどの成分を記入しなければいけないのでしょうか？	JISでは基本的にGHS分類基準に基づき、危険有害性があると判断されたものの成分につきましては記載することが望ましいとしています。一方で国内法令等（安衛法、化管法、毒劇法等）で記載が義務づけられている場合はその限りではございませんのでご注意くださいと思います。
49	4. ラベル/SDSの作成について	国内用のSDSを作成する際の種類は、UNルール、JISルールのどちらを使っても問題ないでしょうか。	国内用のSDSを作成する際には、法律等でJISに準拠するように求められていることから基本的にはJISルールを用いて分類いただければと思います。
50	4. ラベル/SDSの作成について	「SDS」の11項、有害性情報には、GHS分類に寄与する物質を記載する必要があると思うのですが、GmiccsでGHS分類に寄与した物質が何であるか確認できますか？	NITE-GmiccsのStep 3で分類を実施されたのち、「分類根拠」というところを押していただくと、区分いくつどの成分が何パーセント含まれることから全体として区分いくつと判断したか、といったその結果に至った説明を見ることができます。
51	4. ラベル/SDSの作成について	注意書きの文言で強く推奨等のレベルが区分されていましたが、CLPのガイダンスに従っているのでしょうか	注意書きのレベルに関しましては経済産業省のGHS混合物分類判定システムの仕様をそのまま引き継いでおり、内容は専門家に相談の上に決定したと伺っています。
52	4. ラベル/SDSの作成について	注意書きのレベル1-4はどのように決定しましたか？	注意書きのレベルに関しましては経済産業省のGHS混合物分類判定システムの仕様をそのまま引き継いでおり、内容は専門家に相談の上に決定したと伺っています。
53	4. ラベル/SDSの作成について	ご説明ありがとうございます。絞り込みのレベル選択はなんとなく理解しました。レベルに応じてP番号の記載数がずいぶんちがうようですが、削除される文言は何か決まり事や基準があるのでしょうか？	注意書きのレベルに関しましては経済産業省のGHS混合物分類判定システムの仕様をそのまま引き継いでおり、内容は専門家に相談の上に決定したと伺っています。
54	4. ラベル/SDSの作成について	注意書きの絞り込み レベル1からレベル4までの選択は何を基準にすればよろしいでしょうか？	レベル1-4につきましてはあくまでラベル上に表示しきれない場合に優先度を決めて注意書きを絞りこむ機能となります。そのため実際にどの注意書きの表示を優先すべきかは物質や用途によって異なりますので、その点を考慮の上でレベルの選択及び詳細な選別を行っていただければと思います。
55	4. ラベル/SDSの作成について	step4ラベル出力画面の一番下右側の部分のレベルは特に何が選択されていても問題ないのでしょうか？	STEP4ラベル出力画面におけるレベルの設定ですが、こちらは全混合物のレベルを一括設定する機能になっています。レベルを選択の上で「レベル一括更新」のボタンを押すと全ての混合物の注意書きのレベルを変更することが可能です。

56	5. 収載リストについて	ECHA C&L inventoryには、事業者により複数のGHS分類結果が表示されているケースがありますが、今後搭載するデータはどのような基準で選択されるのですか？	講習会におきましては、参考事例としてC&L inventoryを参照いたしましたが、NITE-Gmiccsに搭載予定で検討しているデータは、ECHAから公開されているEU CLP調和分類です。C&L inventoryは事業者から提供された分類結果がいくつか表示されますが、EU CLP調和分類につきましてはEU域内で一定の合意がとれたGHS分類結果との認識です。
57	5. 収載リストについて	該当する法規制情報を自動判定する機能はないのでしょうか？	NITE-Gmiccsでは個々の組成成分について該当する国内法令等を自動判定する機能はございません。お手数ですが、NITE-CHRIP等の法規制データベースを使用してください。ご確認いただけますようお願いいたします。
58	5. 収載リストについて	Gmiccsに登録されている、されていないの判断はどこでできますか。	NITE-Gmiccsには政府によるGHS分類結果を基本データとして収載しております。収載データについては以下のページにまとめて一覧として掲載しておりますのでご確認ください。 https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Registered.html
59	5. 収載リストについて	Gmiccsに収録されている物質データは、NITE分類のある物質だけですか。	NITE-GmiccsにはNITE統合版GHS分類結果（政府によるGHS分類結果をまとめたもの：通称、NITE分類）を基本データとして収載しております。NITE分類にない物質が組成成分にある場合につきましては、お手数ですがStep2よりご登録いただければと思います。
60	5. 収載リストについて	N I T E に収録されていない情報（例えばE C H A）を引用することは可能と考えていますが、注意事項等ございましたらご教示下さい。例えば出典根拠の残し方等	ご指摘のとおり、他国や機関が公表しているGHS分類情報を引用することは可能ですが、NITE分類とは異なり、GHS分類に使われたデータや判定根拠等が公表されていない場合があります。引用に当たっての注意事項等は特にございせんが、最終的には事業者様の責任の下でラベルやSDSにて情報伝達していただくものとなりますので、必要に応じて使用されたデータの出典等を明記いただければと存じます。 出典根拠の残し方ですが、例えばSDSを作成する際に項目1 1、項目1 2等に詳細情報としてECHAの情報を用いたと記載いただくか、または項目1 6に引用文献としてご記載いただくなどの事例があるかと思えます。NITE-GmiccsではStep 2で個々の組成成分情報をエクスポートした際に出典が残ります。
61	5. 収載リストについて	収載化学物質の一覧表にある、毒性乗率は、どこのデータを持ってきているのでしょうか？	毒性乗率についてはNITE統合版GHS分類結果（政府によるGHS分類結果をまとめたもの：通称、NITE分類）の分類根拠に記載された毒性値（LC50値およびNOEC値）を基に、GHS（JIS）に記載された換算表から毒性乗率Mを判定し、基礎データとして収載しております。

62	5. 収載リストについて	<p>水生環境有害性の毒性乗率の設定についてご教示願います。NITE公表データには、分類根拠と分類結果についての記載はありますが、毒性乗率(M値)は、御提供されておられません。水生環境有害性(慢性)で、分解度や蓄積性等考慮し、長期間の試験データがあるか、ない栄養段階での急性毒性の結果を考慮するところまでは、JISやGHSのガイダンスより理解することができますが、M値について、迷うことがあります。</p>	<p>毒性乗率についてはNITE統合版GHS分類結果（政府によるGHS分類結果をまとめたもの：通称、NITE分類）の分類根拠に記載された毒性値（LC50値およびNOEC値）を基に、GHS（JIS）に記載された換算表から毒性乗率Mを判定し、基礎データとして収載しております。以下のページで公表していますのでご確認ください。</p> <p>https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Registered.html</p>
63	5. 収載リストについて	<p>収載されている物質ですが、分類がNITEと違う場合は、ファイルを作成しインポートする形となるのでしょうか。</p>	<p>利用者が所持するデータをNITE-Gmiccsで利用する場合は、講習会でお示ししましたとおり、Step 2で物質情報の登録が必要になります。登録方法に関しましては、Webフォームを用いて1件ずつ登録する方法とご自分でCSVファイルを作成しインポートする方法の2種類がございます。</p>
64	5. 収載リストについて	<p>NITEに登録されている物質で、NITEで採用されているGHS分類結果ではなく、独自のGHS分類結果を上書き登録することは可能でしょうか？</p>	<p>既に登録されている物質の分類結果を変更することはできませんが、独自のGHS分類結果を別IDとして登録してご利用いただくことは可能です。一部、NITE分類を利用したい場合には、Step2から該当する物質を検索いただき、「コピー」ボタンを押すことでGHS分類結果を参照できますので、必要な項目はご自分のGHS分類結果に書き換えて、別IDにて登録してください。次回NITE-Gmiccsを利用する際にもインポートしてお使いいただけるよう、登録した物質につきましては、エクスポートを忘れずに行ってください。</p>
65	5. 収載リストについて	<p>gmiccsに登録されていない原料は、毎回登録しないといけないのでしょうか？</p>	<p>お手数ですが、使用の際に毎回登録していただく必要がございます。ただし、Step 2で登録した組成成分（原料）のデータをCSVファイルとしてエクスポートしておいていただければ、次回使用時にそのCSVファイルをインポートしていただくだけで使用可能となり、登録作業を省略することができます。</p>
66	5. 収載リストについて	<p>収録されていない物質並びにそのデータを登録した場合、以降にそのデータを呼び出す場合はCAS Noで検索して呼び出すことはできますか。</p>	<p>収録されていない物質並びにそのデータを登録し、エクスポートいただいたファイルにつきまして、以降にそのファイルをインポートしてデータを呼び出す際、利用者様で登録時にCAS登録番号（CAS RN）も付与していただいている場合は、システムにおいて番号検索で呼び出すことが可能です。</p>
67	5. 収載リストについて	<p>スライド10枚目の「政府によるGHS分類結果」のデータですが、法改正があればすぐに更新されていますか？Gmiccsで更新されますか？</p>	<p>政府によるGHS分類は、政府が実施する物質を年度ごとに定めて委託事業等で実施していますが、法改正とは直接は関連していません。従いまして、法改正があり、物質が増加された場合もすぐにGHS分類結果が伴っているとは限らず、GHS分類がない物質については政府が順番実施していくと考えられます。実施された結果につきましては、NITEのHPから公開され、公開とほぼ同時にGmiccsに反映しています。</p>

68	5. 収載リストについて	今後、安衛法の表示・通知対象物質が追加される予定ですが、それらの情報は法令改正と同じタイミングでGmiccsにも反映されるという理解で良いでしょうか。	NITE-Gmiccsでは、毎年度実施された「政府によるGHS分類結果」を反映しますため、政府により分類が実施されていない物質については反映することができません。今年度、安衛法、化管法が対象物質が追加されると伺っていますが、それらすべてにGHS分類が実施されているかは現状、未確認です。
69	6. その他について	会社（供給者）情報もインポート、エクスポートできるよう、機能追加いただくことはできないでしょうか？	ご指摘いただきましてありがとうございます。現在、検討を進めておりまして、年度内の改修で可能な範囲で対応させていただく予定です。
70	6. その他について	水のGHS分類をNITE分類として公開できない一番の要因は何でしょうか。教えてください。	政府によるGHS分類結果につきましては、毎年度政府による分類事業において定められたプロセスで情報を収集し、最終的に専門家レビューを通過したものをNITEのHPから一元的に公開しています。「水」につきましては政府による分類事業で分類対象とはなっていないというのが主な理由となります。一方でNITEといたしましては混合物の組成成分として「水」が頻出するため、NITEの独自判断として「水」をNITE-Gmccsを収載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。
71	6. その他について	今回のQ&Aについて後日NITEで公開するのは可能でしょうか？	ご指摘ありがとうございます。今般、このような形で公表させていただきました。今後も可能な限り利用者様からのご質問で、皆様にとっても有益と考えられるものは、FAQに加えるなどの対応をしてみたいと考えています。
72	6. その他について	化管法、安衛法、毒劇法に対応しているとはどのようにですか。	化管法、安衛法はGHSに基づいたラベルについて、努力義務、義務を課していますので、NITE-Gmiccsを利用してラベルを作成いただければ、GHSに対応したラベルを作成できる、という意味になります。
73	6. その他について	GHS文書（パープルブック）は2年ごとに改訂されるとのことですが、例えば、物理化学的危険性の記述について、「自己反応性物質及び混合物」から「自己反応性化学品」と表記が改訂されて、更に次の改訂で「自己反応性物質及び混合物」と戻されることが見受けられました。改訂後に元に戻す事もあるのでしょうか？またその理由についてご教示ください。	GHSパープルブックの日本語訳につきましては、ご対応いただく工業会等の方々のご意見を反映していると伺っています。「化学品」の方が適切との判断があって変更された2年後には、ご担当いただいた方が元の訳の方が適切である、といった判断をされますと、元に戻る場合があると伺っています。例えばFlammable gasも工業会によって別々の訳が付いていたことから、日本では当初「可燃性／引火性」の両者を訳としてつけていたかと思いますが、7版では「可燃性」のみでよいという専門家のご意見のもと、「可燃性ガス」に変更されました。

74	6. その他について	今回の講習資料を、社内横展開をしても良いのでしょうか。例えば社内イントロネットでの掲示等でも良いか等。	NITEの作成資料であると思われるようにクレジットを付けた状態で、ご共有・ご活用いただければと存じます。
75	6. その他について	最後の分類事例で、その他成分は27%ありましたが、分類結果に影響しないのでしょうか。	ご質問の意図が理解できているか不明ですが、講習会でお示しいたしました最後の分類事例に含まれている「その他成分」27%は、情報がなため「分類できない」という設定としております。このため、例えば急性毒性（経口）では、区分が付与されている成分からの判定では加算式により「区分に該当しない」となりますが、区分が不明の成分がこれを含め37%ありますため、最終的なこの混合物の急性毒性（経口）は「分類できない」となります。つまり何らかの影響は出ているといえます。
76	6. その他について	CAS-RN：1333-86-4「カーボン」の分類考え方で、自己発熱性化学品については、niteのサイトで分類できない(動植物性原料以外)という分類を提供頂いていますが、GHSパープルブックにはそのような分類が記載されていないように見えます。どのような考え方で分類されているのでしょうか。	GHSでは、物理化学的危険性については、TDGが元になっているという背景がありますため、パープルブックに掲載されている判定論理図も、基本的に試験データがあることが前提となった書き方となっています。試験データにより、区分に該当するか、区分に該当しないか、という2種類の考え方しかないように見えますが、健康有害性や環境有害性と同様、試験データがない場合には「分類できない」という判断が大前提としてございます。GHSはTDGとは異なり、入手可能なデータを用いて分類することとなり、試験データがない場合が想定されています。このような考え方に基づき、物理化学的危険性の各項目に該当する可能性がある場合でも、試験データがなければ「分類できない」となります。

ご質問・回答内容に疑問等がございましたら下記までお問い合わせいただけますと幸いです。

連絡先：03-3481-1999

Eメール：nite_gmiccs_info【アットマーク】nite.go.jp

(メールを送る際は【アットマーク】を@に変えてください。)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 情報業務課